

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成26年分の源泉所得税課税状況から成っている。課税状況は全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率(復興特別所得税を含む)(平成26年分)

- (1) 利子所得(源泉分離) 15.315%
 (2) 配当所得

| | 平成18年5月～20年12月 | 平成21年1月～24年12月 | 平成25年1月～25年12月 | 平成26年1月～26年12月 |
|--|---|----------------------|----------------|----------------|
| 上場株式の配当等(個人の大口株主を除く) 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く)の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等 | 総合課税 | 総合課税と申告分離課税の 選択適用 | | |
| 源泉徴収税率 | 7% | 7.147% | 15.315% | |
| 確定申告不要制度 | 適用(上限なし) | | | |
| 上記以外の配当等(未上場株式の配当等など) | 総合課税 | | | |
| 源泉徴収税率 | 20% | 20.42% | | |
| 確定申告不要制度 | 1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下 | | | |
| 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託(社債的受益権に限る)の収益の分配 | 源泉分離課税 | | | |
| 源泉徴収税率 | 15% | 15.315% | | |

- (3) 割引債の償還差益(源泉分離)18.378% (又は16.336%)
 (4) 源泉徴収選択口座内配当等15.315%
 (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等15.315%
 (6) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
 (7) 退職所得
 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 (略)
 ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合20.42%
 (8) 報酬・料金等 伊 居住者に対して支払われるもの
 (イ) 原稿料等(所得税法第204条1項1号)
 弁護士、税理士等(同条1項2号)
 職業野球選手、騎手等(同条1項4号)
 芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)
 契約金(同条1項7号)
 } 1回の支払金額100万円までの部分 10.21%
 " 100万円超の部分 20.42%
 (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号) = 1回の支払金額1万円超の部分
 職業拳闘家(同条1項4号) = 1回の支払金額5万円超の部分
 外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号) = 月中の支払金額12万円超の部分
 バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20)
 = (5千円×計算期間の日数)を超える部分
 広告宣伝の賞金(同条1項8号) = 1回の支払金額50万円超の部分
 } 10.21%
 (ハ) 診療報酬(同条1項3号) = 月分の支払金額20万円超の部分10.21%
 (ニ) 公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))
 A 「扶養親族等申告書」を提出した場合5.105%
 B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合10.21%
 (ホ) 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)
 = (支払う年金の額 - その年金額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円以上のもの10.21%
 ロ 内国法人に対して支払われるもの
 ・馬主に支払われる競馬の賞金(所得税法第174条第10号)
 = (賞金の額の20% + 60万円)を超える部分 10.21%